

大阪市ではふるさと納税制度で次の目的に活用する寄附金を募集しています。
みなさまからの寄附金を元気な大阪づくりに役立てます。

文化の振興

「文楽」や「大阪フィルハーモニー交響楽団」を活かした施策や、国の重要文化財である「泉布観」の保存など、「大阪が誇る文化資産を守り芸術文化の振興」に役立てます。

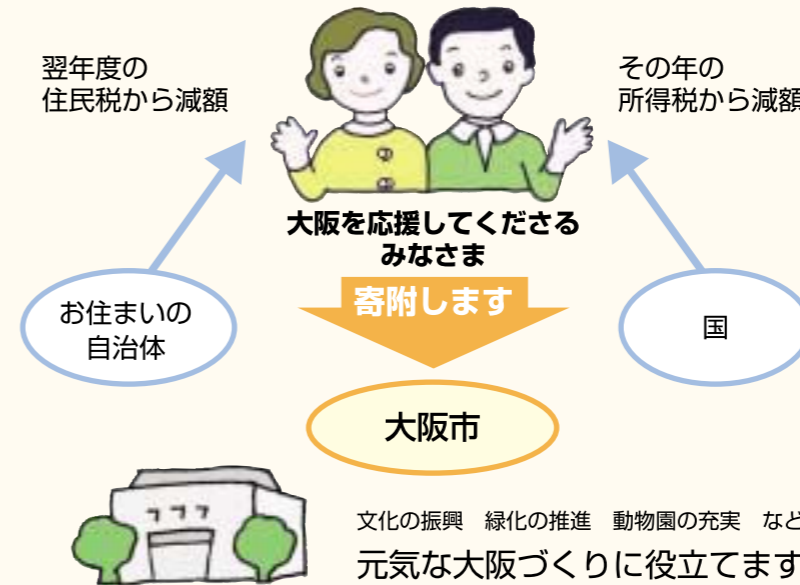
緑化の推進

水都大阪にふさわしい中之島等での水辺のみどりの創出や、大阪のメインストリートである御堂筋での花飾りなど、「花とみどりでいっぱいのおおさかのまちづくり」に役立てます。

動物園の充実

天王寺動物園の生息地環境を再現した生態的展示や、入園者サービスの向上など、「都心のオアシスである天王寺動物園の充実」に役立てます。

ふるさと納税のしくみ (大阪市の場合)



ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、生まれ育った場所をはじめ、みなさま一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、ふるさとの自治体への貢献の気持ちを寄附金として表す市民参加の新しいスタイルです。

応援したいと思う自治体へ寄附された場合、一定の限度まで、現在お住まいの自治体の住民税の減額など税制上の優遇を受けることができます。



寄附金のお申込み方法

● 申込書をご記入のうえ、次の方法でお送りください。

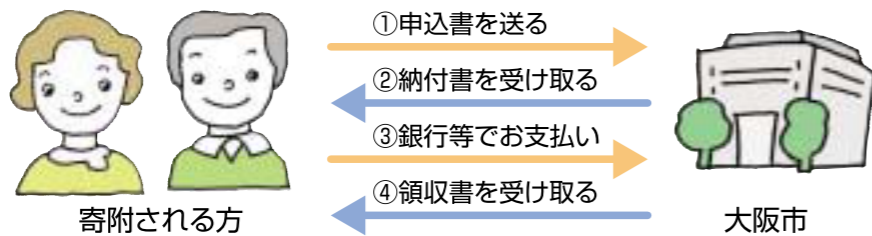
- ① ファックスで ⇒ ファックス番号 06-6202-5620へ
- ② 送付で ⇒ 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市政企画室 (政策企画担当)あて
- ③ 窓口で ⇒ 市役所(5階、政策企画室・1階、ハウ情報コーナー)・区役所・市税事務所・サービスカウンター (梅田・難波・天王寺)・水道局営業所・東京事務所
- ④ 電子メールで ⇒ 申込書を添付して aa0011@city.osaka.lg.jpへ

寄附金のお支払い方法

● 申込書が届きましたら納付書をお送りしますので、次の方法でお支払いください。(手数料不要)

- ① 銀行など金融機関の窓口で
公金収納取扱金融機関は大阪市ホームページ (<http://www.city.osaka.jp/syunyuyakushitsu/payeasy/ichiran.html>) でご確認くださいか、お問い合わせください。
 - ② インターネットバンキングもしくは銀行等ATMで
電子納付の利用方法は大阪市ホームページ (<http://www.city.osaka.jp/syunyuyakushitsu/payeasy/pay.html>) でご確認くださいか、お問い合わせください。
- ご入金を確認しましたら領収書をお送りします。確定申告に必要ですので、たいせつに保管してください。

お申込みからお支払いまでの流れ



そのほかにも...

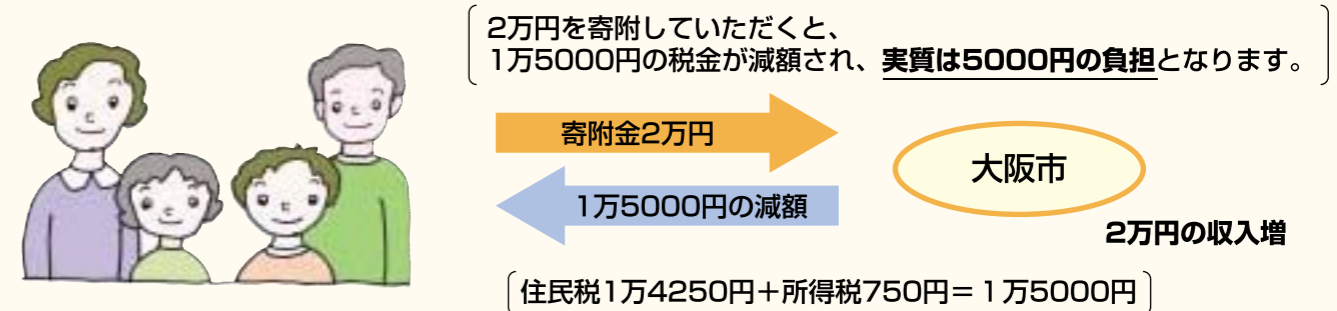
文化・緑化・動物園のほかにも、次の目的での寄附金を募集しています。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ・元気づくり大阪関係 ☎06-6208-9720 | ・国際交流関係 ☎06-6208-7245 | ・市民活動関係 ☎06-6208-7306 |
| ・雇用施策関係 ☎06-6208-7351 | ・男女共同参画関係 ☎06-6208-9156 | ・駐車対策関係 ☎06-6208-7844 |
| ・福祉関係 ☎06-6208-7911 | ・青少年活動関係 ☎06-6208-8150 | ・文化集客振興関係 ☎06-6615-0676 |
| ・花と緑の推進関係 ☎06-6615-0965 | ・スポーツ振興関係 ☎06-6615-0903 | ・美術振興関係 ☎06-6615-0657 |
| ・経済振興関係 ☎06-6208-8921 | ・環境保全関係 ☎06-6615-7637 | ・大阪港振興関係 ☎06-6615-7714 |
| ・教育振興関係 ☎06-6208-9071 | | |

※いずれの寄附金も「ふるさと納税」の対象となり、最終面の申込書が利用できます。お問い合わせは各担当へ。

● 寄附金額にあわせて住民税等が減額されます。

たとえば…夫婦と子ども2人で給与収入が500万円の方の場合



● 住民税等の減額を受けるためには確定申告が必要です。

ご寄附いただいた方には、1月に確定申告書の記入内容や提出期限などを記載した「確定申告のお知らせ」を送付しますので、確定申告手続きの参考としてください。

1万円以上のご寄附をいただいた個人の方に「大阪市立ミュージアム」のご招待券をお贈りしています。また、10万円以上のご寄附をいただいた方に市長感謝状を、100万円以上のご寄附をいただいた個人の方に記念品を贈呈しています。

● 大阪市にご寄附いただいた場合の税金の軽減額 (夫婦と子ども2人の給与所得者の場合 (モデルケース))

年収500万円の方

- ・1万円寄附したとき 5,000円軽減 (住民税 4,700円・所得税 300円)
- ・3万円寄附したとき 17,400円軽減 (住民税 16,100円・所得税 1,300円)
- ・5万円寄附したとき 20,400円軽減 (住民税 18,100円・所得税 2,300円)
- ・10万円寄附したとき 27,900円軽減 (住民税 23,100円・所得税 4,800円)

※所得や寄附金額によって軽減額が変わります

年収700万円の方

- ・1万円寄附したとき 5,000円軽減 (住民税 4,500円・所得税 500円)
- ・3万円寄附したとき 25,000円軽減 (住民税 22,500円・所得税 2,500円)
- ・5万円寄附したとき 38,400円軽減 (住民税 33,900円・所得税 4,500円)
- ・10万円寄附したとき 48,400円軽減 (住民税 38,900円・所得税 9,500円)

● 税金の軽減額に関するお問合せは大阪市市税事務所 (個人市民税担当) へ

梅田: ☎06-4797-2953 京橋: ☎06-4801-2953 弁天町: ☎06-4395-2953
なんば: ☎06-4397-2953 あべの: ☎06-4396-2953 あべの西南: ☎06-6634-2953